

●所有者不明農地についてご相談ください！

所有者不明農地とは、「不動産登記を確認しても所有者が分からない農地、もしくは所有者が分かっていても所在が不明で、連絡がとれない農地」です。所有者不明農地を借りたい方、または、相続人の全員が判明しない農地を貸したい方は、農業委員会までご相談ください。

●令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。

相続人の間で早めに遺産分割の話し合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。

※簡易な手続きとして、戸籍などを提出し、自分が相続人であることを申告する「相続人申告登記」もあります。

※相続（遺言も含まれます。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

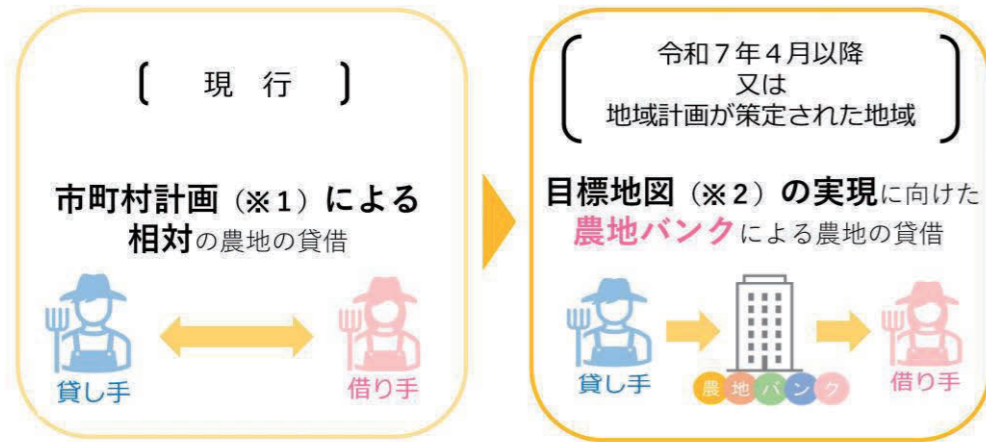
●農地の貸し借り（売買）は農地バンク経由になります！

これまでの農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、令和7年4月から農地バンクを経由した農用地利用集積等促進計画に統合されます。

※農地法に基づく権利設定は今後も可能です。

農業者の皆様へ

農地の貸し借り(売買)は、令和7年4月から、原則として農地バンク経由になります！



農地バンク活用のメリット

・貸し手のメリット

賃料は農地バンクから確実に振り込まれる。  
貸した農地は、貸付期間終了後、返却される。  
農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる。

・借り手のメリット

まとまった農地を長期間、安定的に借受できる。  
複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる。  
貸し手の相続時に対応は、農地バンクが行ってくれる。

【問い合わせ先】

所有者不明農地に関すること	農業委員会事務局	電話：0995-64-0929（直通）
農地バンクに関すること	農政畜産課	電話：0995-64-0882（直通）
相続登記に関すること	鹿児島県方法務局 霧島支局	電話：0995-45-0064

農業委員会からのお願い

農業委員会では、農地を所有している方を対象に、農地利用の意向確認のために戸別訪問による総点検活動を実施しています。農業委員・農地利用最適化推進委員が対象者宅を訪問し、アンケート調査票により、今後の農地の管理について意向確認を行っていますので、ご協力をお願いいたします。

本調査の結果は、今後の農地の貸し借りや担い手への農地集積・集約化のほか、人・農地プランの話し合いに活用していきます。

※霧島市農業委員会だよりは、霧島市ホームページにてご確認いただけます。

霧島市農業委員会だより

Kirishima city Agricultural Commission



会長あらいし

霧島市農業委員会

会長 槐島 睦夫

このたび、農業委員会等に関する法律の改正後、任期満了に伴う3回目の改選が行われ、5月10日に開催された臨時総会において、会長の重責を担うことになりました。今回の改選では、農業委員19名のうち4名、また、農地利用最適化推進委員21名のうち6名が新たに委員となりました。これからの任期3年間、この40名で活動をしてまいります。地域の抱える農地の現状は、農業者の高齢化や後継者不足等により、耕作放棄地の増加が喫緊の課題となっています。我々農業委員会に託された業務は、従来の農地法等許可事務に加え担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地の解消など地域農業にとって大切なものです。市や農業関係団体と連携を図り、荒廃化する農地の減少や、地域農業の活性化、食料自給率の向上など、本市農業の発展に向けた活動を行ってまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

農地の利用状況調査

農業委員会では、6月から8月を農地パトロール期間と定めています。この間、遊休農地の把握や違反転用の早期発見等を目的に農地の利用状況調査を行います。調査のため、農地に立ち入る場合があります。ご協力をお願いします。

遊休農地は、雑草や雑木が生い茂り、病害虫や火災の発生源となります。近隣の農地や住民に悪影響を及ぼす恐れもあります。農地法では、農地の所有者や耕作権のある人は適正で効率的な利用を行うことが義務付けられています。



農地の違反転用について

許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、罰則の適用もあります。

(罰則。3年以下の懲役または300万以下(法人の場合は1億円以下)の罰金)



新しい農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

令和6年5月1日付けで市長から任命された農業委員19名と農業委員会から委嘱された農地利用最適化推進委員21名を紹介いたします。(任期：令和9年4月30日まで)

農業委員(19名)

地域	氏名	TEL
国分	 いまむらこういち 今村浩一	45-6991
国分	 かまたよういち 鎌田陽一 (会長代理)	46-0157
国分	 ときわしんいち 常盤信一	45-0337
国分	 やまのこうじ 山之内悟	45-1839
溝辺	 ありむらたけひろ 有村祐亮	58-2734
溝辺	 さがらかと 相良 悟	59-3969
溝辺	 ささみねひさし 笹峯久雄	58-3380
溝辺	 にがたつとむ 二月田 努	59-2548
横川	 おかむらかつし 岡村勝敏	72-1955
横川	 ひがしむらあき 東鶴昭雄	73-2603

地域	氏名	TEL
牧園	 きよみずかきこ 清水和子	76-0834
牧園	 ながさきえりこ 長崎恵里子	76-0868
霧島	 おだにみつゆき 尾谷光幸	57-1031
霧島	 なかのしんいち 中園真一	57-3230
隼人	 うえはらしゅうじ 上原雄二	43-3106
隼人	 たけのゆうこ 竹ノ内裕子	43-5967
隼人	 なかむらまさし 中村優志	42-3990
福山	 けいしまつお 槐島睦夫 (会長)	56-1941
福山	 ひごりょうこ 肥後亮子	56-3149

農地に関するご相談・お問い合わせは、お近くの農業委員・推進委員にお声かけください。

農地利用最適化推進委員(21名)

★印は、一覧表下段に記載

地域	氏名	TEL	担当地区	地域	氏名	TEL	担当地区
国分	 あつちのりかず 厚地則和	090-7159-6385	★1	牧園	 さこだゆかり 迫田 縁	76-1949	三体堂 万膳の一部
国分	 くすだとし 窪田 敏	49-3168	★3	牧園	 さくしまたくみ 鮫島拓己	78-8018	持松 宿窪田
国分	 たなかまさはる 田中正治	090-6898-1854	★2	牧園	 にしよしろう 西芳朗	76-9367	高千穂 万膳
国分	 やまなかまさき 山中正樹	090-5476-6222	★4	霧島	 きのだみつひろ 木野田光弘	090-8220-6022	永水 川北 大窪
溝辺	 しげもりたけし 重森 猛	080-5268-8050	麓	霧島	 やまだひさはる 山田久治	57-0172	田口
溝辺	 すいしげよし 末重良規	58-2537	崎森 麓の一部	隼人	 のもとしんいち 野元新一	50-0562	★5
溝辺	 はなむねと 花牟禮 誠	090-1878-0061	三縄 竹子	隼人	 まつしたえいこ 松下さえ子	43-9429	★6
溝辺	 もりたかつみ 森田勝美	59-2323	有川	福山	 とくまるしんいちろう 徳丸慎一郎	56-2352	佳例川
横川	 くぼたつや 久保竜也	090-5057-1019	中ノ 下ノ	福山	 ふくながやすゆき 福岡安行	55-2648	福山
横川	 ゆげひろみ 弓削弘美	72-0588	上ノ	福山	 まえしまひろのり 前島広紀	48-5301	福沢 福地
牧園	 あいざわなおよ 畦地直也	090-1168-4699	上中津川 下中津川	★1 広瀬・松木・福島・湊・野口・上小川★2 剣之宇都・向花・重久・新町・清水・姫城・府中★3 郡田・山下・城山・川原・台明寺・中央・名波★4 下井・上井・上之段・川内・敷根★5 見次・住吉・小田・小浜・真孝・神宮・朝日・内・内山田・野久美田★6 嘉例川・松永・西光寺・東郷・姫城・野口			

農業者年金へ加入しましょう

農業者年金は国民年金(基礎年金)に上乗せの公的な年金です。

①積立方式(確定拠出型)で少子高齢化時代に強い年金です。②生活設計や経営状況に合わせて保険料設定が可能です。(2万円~6万7千円まで千円単位)③支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

加入資格：国民年金の第1号被保険者(保険料免除者は除く)、年間60日以上農業従事者、20歳以上60歳未満の方

《老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。》



全国農業新聞を読んでもみませんか?

全国農業新聞は、農業者の公的機関である農業委員会のネットワークが発行する農業総合専門誌です。農業に関する情報がわかりやすく解説され、まとめられていますので、是非ご購入ください。

★購読料 月700円(税込)

【お問合せ】農業委員・推進委員または農業委員会事務局まで

